



# イージス艦衝突事故

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

**イージス艦衝突事故**（イージスかんしょうとつじこ）とは2008年（平成20年）2月19日に海上自衛隊所属のイージス艦と漁船とが衝突して発生した海難事故。海難審判での事件名は**護衛艦あたご漁船清徳丸衝突事件**。

## 目次

- 1 概要
- 2 経緯
  - 2.1 事故発生
  - 2.2 事故調査
- 3 海難審判
- 4 刑事裁判
- 5 影響
- 6 脚注
- 7 関連項目
- 8 外部リンク

## 概要

発生地点 - 千葉県野島崎沖 北緯34度31分5秒  
東経139度48分6秒  
発生時刻 - 2008年2月19日午前4時7分頃

当時最新鋭であったイージス護衛艦「あたご」と千葉県勝浦市漁協所属の漁船「**清徳丸(せいとくまる)**」が衝突。清徳丸は船体が2つに裂け大破・沈没。乗員であった船主（58歳男性）と船主の長男（23歳男性）の2名が行方不明となった。数十日間におよぶ漁協関係者・海上保安庁・海上自衛隊3者が懸命の捜索をおこなったが発見できず、2人は同年5月20日に認定死亡とされた。

また、この海難事故では自衛艦側の過失や情報公開の姿勢、自衛隊員への教育（艦船監視を窓越しにしか行わなかった。シミュレーターが20年前と古く、5隻しか表示できない（実際には10隻以上多々有））についてマスコミに取り挙げられ、世間的に話題となったほか、2月21日には石破茂防衛大臣が新勝浦市漁業協同組合川津支所や遺族宅を訪れ、直接謝罪をするなど異例の事態となった。

事故の回避義務について海難審判ではあたご側に（2009年（平成21年）1月→確定）、刑事裁判では清徳丸側に（2011年（平成23年）5月、横浜地裁）それぞれあったとされ判断が分かれた。刑事裁判は、第一審・第二審ともにあたご側に無罪判決が下った後、検察側が上告を行わなかったことから2013年6月26日付をもって終息した<sup>[1]</sup>。

## 経緯



事故発生直後の護衛艦「あたご」（2008年2月24日撮影）

## 事故発生

「あたご」はアメリカ合衆国での艦対空ミサイル「SM-2」の装備認定試験を終え、2月6日10時2分(現地時間)にハワイ・真珠湾を出港し、2月19日午前中にも横須賀港(神奈川県横須賀市)に寄港予定だった。

「清徳丸」は2月19日0時55分にマグロのはえなわ漁目的で川津漁港(千葉県勝浦市)を出港し、三宅島北方へ向けて航行中だった。なお父子のどちらが操船していたかは特定されていない。  
※息子は船舶免許を取得していなかった。尚、船舶の場合免許保持者が同乗しその者の監督下で無免許者が操船することは認められている。

事故発生直前、当直員26名が交替し、事故発生時点の当直士官は水雷長Aであった。前任の当直士官である航海長Bは右前方に漁船団と思われる複数の灯火を発見していたが、ほぼ停止中であると確認したため、「危険性なし」として午前3時55分頃、Aに当直を引き継いだ。

- 3時30分頃 - あたご当直員が灯火を視認し、当直士官である航海長Bに報告。
- 3時40分頃 - Bが漁船を視認
- 3時45分頃 - 交替当直員が艦橋に集合。副当直士官からブリーフィング(説明)
- 3時55分頃 - 当直士官がBから水雷長Aに交替。
- 4時6分 - 信号員が「漁船が近い、近い」と発声。自動操舵を停止。
- 4時7分頃 - 両船舶が衝突、清徳丸が沈没
- 事故発生後 - あたご乗組員が探照灯・双眼鏡を用いて、漁船乗員を捜索
- 4時23分 - あたごが第三管区海上保安本部に事故の連絡

政府は首相官邸の危機管理センターに情報連絡室を設置した。ただし、情報が石破茂防衛相のもとまで1時間半、福田康夫首相のもとまで2時間かかっており、批判の槍玉にあがった。

事故発生同日、航海長Bはヘリで防衛省に呼び出され、聴取に応じた<sup>[2]</sup>。また第三管区海上保安本部も、乗組員らから聞き取り調査を開始した。

2月29日、事故当時のあたご艦長: 船渡健一等海佐は漁船乗員自宅と新勝浦市漁協を訪問し、涙ながらに謝罪した。艦長は27日付で更迭されている。

清徳丸の漁師父子はついに発見されず、5月20日に認定死亡とされた。

## 事故調査

第三管区海上保安本部(横浜市)は業務上過失往来妨害の疑いがあると見て強制家宅捜索に踏み切るとともに艦長らから詳しい事情を聴取、海上幕僚監部では海上幕僚副長を長とする事故調査委員会を設置し、事故調査を行った。

あたごの艦首右側に、事故による傷跡が確認された。一方、清徳丸の沈没により、同船が搭載していたGPSによる航跡は特定不可能であった。

あたごは事故後横須賀港に一ヶ月以上係留され、乗組員の外出も禁じられていたものの、3月24日に事故当時の当直であった海士長が自殺未遂を起こした<sup>[3]</sup>ため、翌日には乗組員の外出が許可されることとなった。

2008年(平成20年)6月24日、第三管区海上保安本部は当直士官2人を業務上過失致死と業務上過失往来危険で書類送検した。

## 海難審判

海難審判として、2008年(平成20年)6月27日に横浜地方海難審判理事所が第63護衛隊(現・第3護衛隊)や当直士官A・Bと前艦長、戦闘指揮所監督責任者を指定海難関係人に指定して、横浜地方海難審

判庁(事故発生年度の年10月に廃止となり、それ以降横浜地方海難審判所)に審判開始を申し立てた。事故原因について「あたご側の監視不十分」または「漁船側の急な右転」かで、海難審判理事所理事官側(=検察側に相当)と指定海難関係人(=あたご側、被告に相当)の主張が対立。2009年(平成21年)1月22日、事故主因をあたご側と認定する判決が下り、第3護衛隊群には安全教育の徹底を求める勧告がされた。ただし、清徳丸が警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作を取らなかったことも一因とした。また、水雷長Aの過失も認定されたが、航海長Bの引き継ぎ不備と事故の因果関係はないとされている。

前艦長は、判決言い渡し後の記者会見で死亡した漁船乗員に対し謝罪と哀悼の意を述べながらも、漁船の右転も大きな要因であるという見解を示した<sup>[4]</sup>。

海難関係人に指定されたあたご側には二審請求権がなく、同審判所の理事官側は前艦長ら海難関係人に改善事項を指摘したこと、当該艦の所属部隊に勧告したことなどを理由に東京の海難審判所(高等海難審判庁制度はすでに廃止)への二審請求を見送った。これに伴い、横浜地方海難審判所は同艦の所属する第3護衛隊に勧告書を送付、2009年1月30日をもって判決が確定した。

## 刑事裁判

2009年(平成21年)4月21日、横浜地方検察庁は事故当時の当直士官と事故直前の当直士官2名(水雷長A、航海長B)を業務上過失致死罪などで横浜地方裁判所に起訴した。2名とも起訴休職扱いになる。事故発生時に操船していない者を起訴するのは極めて異例<sup>[5]</sup>。また、防衛省は5月22日、Aの不適切な見張り・艦橋とCICの連携不足を直接的要因、Bの引き継ぎ・艦長の指導不足を間接的要因と断定した上で、前艦長を含む事故関係者の懲戒処分を行ったことを公表した<sup>[6]</sup>。

2010年(平成22年)8月23日に開かれた初公判で、AとBはそれぞれ死亡した漁船乗員に哀悼の意を示したが、刑事責任については否定し、一貫して無罪を主張した。裁判においては、両名の過失の有無および航跡が争点となった。検察側は「Bの誤った申し送りを信じ、Aも適切な回避動作をとらなかった」と主張。一方、弁護側は、起訴以来終始一貫して、清徳丸の航跡について争い、清徳丸に回避義務があったとして、無罪を主張した。

2011年(平成23年)1月24日の論告期日において、検察官は、被告人に対し、禁固2年を求刑した。同年5月11日、横浜地裁(秋山敬裁判長)は、水雷長Aおよび航海長Bのミスがあったことは認め<sup>[7]</sup>が、航跡図については、検察側の供述調書は恣意的だったとして信用性を否定し、弁護側の主張も一部を除き依拠できないとした<sup>[7]</sup>。その上で独自に航跡を推定し「回避義務は清徳丸側にあり、あたご側に回避義務はなかった以上、Aの注意義務は認められず、それを前提としていたBの注意義務も生じない」としてAとB両名に無罪判決を下した<sup>[7]</sup>。それに先立ち、清徳丸が事故直前に2回右転し危険を生じさせたことも指摘した<sup>[8]</sup>。

控訴期限の5月25日、横浜地検は東京高等裁判所に控訴した。同日、防衛省は地裁判決を受け、A・B両名を復職させることを発表した。

東京高等裁判所は、2013年6月11日、元当直士官2人を無罪とした1審判決を支持、検察の控訴を棄却した<sup>[9]</sup>。2審での無罪判決を受けて東京高検は上告を断念する方針を固めたことを明らかにし<sup>[1]</sup>、上告期限の2013年6月26日午前0時をもって無罪が確定した。

## 影響

当時の海上自衛隊は、イージス艦情報漏出事件や「しらね」の火災事故などが続いており、これらの責任を取って3月24日に海上幕僚長の吉川榮治を退任させ、石破茂防衛大臣が2か月分の給与返納、増田好平防衛事務次官を減給2か月など、計88人を処分した<sup>[10]</sup>。

内閣改造を控えた2008年8月1日、石破は「(イージス艦と漁船の)衝突事故以来、けじめをつけたいと思っていた<sup>[11]</sup>と語り、この事件をきっかけに職を辞する考えを固めていたことを明らかにした。さらに、内閣官房の「防衛省改革会議」で改革案が策定されたことに触れ、石破は「改革会議報告書がけじめにな

るという気持ちを間接的に首相に伝えていた<sup>[11]</sup>と述べた。内閣総理大臣の福田康夫も石破からの申し出を受け入れ、福田改造内閣では石破を留任させず、後任に林芳正を任命した。

## 脚注

- ↑ <sup>*ab*</sup> イージス艦の2自衛官無罪確定へ、検察上告断念の方針 (共同通信社・47News:2013/6/24)、2013/6/25 閲覧)
- ↑ 2008年2月29日 読売新聞「清徳丸をレーダー探知せず 衝突事故、あたご航海長が供述／防衛省聴取」
- ↑ 2008年3月25日 朝日新聞「あたごの海士長、艦内で自殺未遂 衝突時の当直員」
- ↑ 2009年1月23日 朝日新聞「組織に勧告、戸惑う海自 前艦長、なお「漁船が要因」」
- ↑ 2009年4月22日 毎日新聞「海自イージス艦・漁船衝突:あたご2士官、業過致死罪で起訴ー横浜地検」
- ↑ 防衛省 報道資料護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故に関する懲戒処分等について
- ↑ <sup>*abc*</sup> 2011年5月12日 読売新聞「あたご衝突事故 判決要旨」
- ↑ 当直2士官に無罪判決＝「回避義務ない」と判断ーイージス艦衝突事故・横浜地裁 (時事ドットコム: 2011/05/11-13:38)
- ↑ “イージス艦「あたご」衝突事故、2審も無罪判決”. *読売新聞*. (2013年6月11日) 2013年6月11日閲覧。
- ↑ “海自不祥事で8人大量処分 イージス事故、情報流出で”. 共同通信社. 47NEWS. (2008年3月21日) 2012年11月29日閲覧。
- ↑ <sup>*ab*</sup> 2008年8月3日 読売新聞「石破氏去り『骨抜き』も――防衛省」

## 関連項目

- 海上衝突予防法
- 防衛不祥事
- なだしお事件 - 1988年(昭和63年)に発生した海自潜水艦が民間船舶と衝突した事件。事故の主因は海自潜水艦側にあったと認定され、潜水艦艦長に禁錮2年6ヶ月執行猶予4年、民間船舶船長に禁錮1年6ヶ月執行猶予4年の判決が確定。関連付けて報じられることがあった。

## 外部リンク

- 横浜地方海難審判所 > 平成20年横審第29号 (護衛艦あたご漁船清徳丸衝突事件) 裁決
- 防衛省・自衛隊: 護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事案情報

「http://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=イージス艦衝突事故&oldid=50378605」から取得

カテゴリ: 削除依頼中のページ | 海上自衛隊の歴史 | 日本の海難事故 | 2008年の日本の事件 | 船の衝突事故

- 
- 最終更新 2014年1月16日 (木) 01:48 (日時は個人設定で未設定ならばUTC)。
  - テキストはクリエイティブ・コモンズ 表示-継承ライセンスの下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は利用規約を参照してください。